令和9･10年度
日出町競争入札参加資格審査申請要領［建設コンサルタント等］

１ 資格審査基準日

令和９年２月１日

２ 資格審査を申請できる者及び業種

（１）申請日現在において、営業に必要な登録「測量にあっては測量法（昭和２４年法律第１８８号）第５５条の規定による登録。建築にあっては建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条の規定による建築士事務所登録」を受けている者又は営業を開始している者（測量及び建築以外の業種に係るものに限る。）とする。

ただし、建築の専門部門のみを希望する場合は、建築士事務所登録を受けていなくても資格審査の申請をすることができるものとする。

（２）日出町が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等（平成２３年日出町告示第３号）第７の１の（２）及び第７の２の（２）で定める暴力団関係者に該当しない者

（３）大分県に競争入札参加資格審査申請書（令和９・１０年度分）を提出している者

３ 提出先

〒８７９−１５９２　大分県速見郡日出町２９７４番地１

事務センター（日出町役場 新館３階）

４ 問合わせ先

日出町役場　財政課　契約検査係（新館２階）

ＴＥＬ　０９７７－７３－３１１７（直通）

５ 提出期間

令和９年２月１日（月）から令和９年２月２６日（金）まで

（土・日曜日及び祝日を除く　８時３０分から１７時まで）

※郵送や宅配便による提出の場合は、令和９年２月２６日（金）１７時までに必着するものに限る。

６ 提出書類

競争入札参加資格審査申請提出書類確認表に掲げる書類を１部提出すること。

提出書類はＡ４版に統一し、提出書類確認表の番号順に並べて、クリップ等で留めて提出すること。ファイルに綴じる必要はない。

７ 提出方法

３ 提出先の窓口へ持参、郵送又は宅配便で提出。郵送、宅配便の場合は、封筒に『競争入札参加資格審査申請書在中』と朱書きすること。

※日出町では当該入札参加資格審査申請にかかる電子申請による受付は行わない。

８ 資格の認定

競争入札参加資格の認定は、大分県知事の認定した資格によるものとする。

９ 資格の有効期間

令和９・１０年度の２年間　（令和１１年３月３１日まで）

１０ 申請した事項の変更等の届出

申請した事項に変更等が生じたときは、速やかに変更届を提出すること。

※変更届については、〔日出町ホームページ〕〔しごと・産業〕〔入札・契約〕〔入札参加資格〕に掲載。

１１ 注意事項

日出町は原則として入札手続きを電子入札とする運用であることから、未登録の場合は速やかに利用登録を行うこと。

１２ 提出書類の記載要領

(1)令和9･10年度競争入札参加資格審査申請提出書類確認表

提出書類はこの確認表で照合のうえ、申請者確認欄にチェックを記入すること。申請者名（商号又は名称)、担当者名、連絡先を記入して提出すること。

(2)競争入札参加資格審査申請書

大分県への競争入札参加資格審査申請書と同一の記載事項であること。

(3)業務実績調書･技術者経歴書の写し

大分県知事に提出済みの競争入札参加資格審査申請書に添付したものの写し。

(4)日出町税完納証明書

日出町内に本店又は営業所等を有する場合は、日出町が発行する町税の滞納がないことを証明する書類を提出すること。令和８年１２月１５日以降の証明日の原本に限る。

(5)委任状

委任先を設ける場合に提出すること。

(6)誓約書

誓約書に記載した内容に同意したうえ、所在地、商号又は名称、代表者役職・氏名を記入すること。

(7)受付票

上記（１）～（６）の書類を受け付けた時に受付印を押し、申請者に返却する。

申請者の商号又は名称を記載すること。

(8)受付票送付(返信)用封筒 （郵便や宅配便により提出する場合のみ）

郵便番号、所在地、商号又は名称、代表者の職・氏名及び本申請の担当者の所属・氏名を括弧書きし、定形料金の切手を貼付すること。ただし、受付票を印刷した返信ハガキでも可とする。

なお、封筒に返信用封筒（またはハガキ）を同封していない場合や切手を貼付されていない場合は、受付票を返送しないので注意すること。

13 その他

この申請に基づいて日出町の入札参加資格を有した者は、「別杵速見地域広域市町村圏事務組合」の入札参加資格も有したものとみなします。